

函館市企業局職種変更試験専門試験問題作成委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 函館市企業局交通部の技能労務職員を対象とした一般技術職への職種変更試験における専門試験を実施するため、函館市企業局職種変更試験専門試験問題作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 職種変更試験専門試験問題の作成に関する事項
- (2) 職種変更試験専門試験の採点に関する事項
- (3) その他職種変更試験専門試験の実施に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は管理部長をもって充て、委員は公営企業管理者が職員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 4 委員については、公平・公正性の必要性から秘匿とする。
- 5 委員は、職務を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときこれを招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項

については、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。